

臓器移植の保険適用について（平成18年度診療報酬改定）

1. 基本的考え方

- これまで高度先進医療の対象とされていた心臓移植、肺移植（死体）、肝臓移植（死体）及び膵臓移植について、新たに保険適用とするとともに、臓器提供施設における脳死判定、脳死判定後の医学管理等について、新たに診療報酬上の評価を行う。

〔臓器移植の保険適用状況（改定前）〕

	心	肺	肝	腎	膵
死体	高度先進医療	高度先進医療	高度先進医療	保険収載済	高度先進医療
生体		高度先進医療	保険収載済	保険収載済	

※ 今回、新たに保険適用とすることとされたのは、網掛け部分

2. 具体的内容

- 臓器採取及び移植に係る技術料を新設する。

移植用心採取術	49,300点（新設）
同種心移植術	104,100点（新設）
移植用肺採取術（死体）	49,800点（新設）
同種死体肺移植術	91,800点（新設）
移植用肝採取術（死体）	56,800点（新設）
同種死体肝移植術	108,600点（新設）
移植用膵採取術（死体）	46,800点（新設）
同種死体膵移植術	88,600点（新設）

- 臓器提供施設における脳死判定、脳死判定後の医学管理等に係る費用として、脳死臓器提供管理料を新設する。

脳死臓器提供管理料 （レシピエント1人につき）	14,200点（新設）
----------------------------	-------------

第164回通常国会に提出された関連法律案について

臓器移植法の一部を改正する法律案（A案）・・・別添1

臓器移植法の一部を改正する法律案（B案）・・・別添2

※両法案は、平成18年3月31日に第164回通常国会に提出された。

A

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

A

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号) (抄)

改正案	現行
<p>(臓器の摘出)</p> <p>第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。</p> <p>一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。</p> <p>二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。</p> <p>2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定された者の身体をいう。</p> <p>3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>(臓器の摘出)</p> <p>第六条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。</p> <p>2 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定されたものの身体をいう。</p> <p>3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第一項に規定する意</p>

る場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

4 6 (略)

(親族への優先提供の意思表示)

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

(臓器の摘出の制限)

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする

思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

4 6 (略)

(新設)

(臓器の摘出の制限)

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする

する場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

（移植医療に関する啓発等）

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則

第四条 削除

る場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

〔新設〕

附則

（経過措置）

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、

移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合においては、第七条中「前条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四条第一項の規定による」と読み替えて、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条（略）

（経過措置）

第五条（略）

（検討）

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 臓器摘出に関する意思表示に係る年齢要件の明記

臓器提供の意思表示について、十二歳以上の者が行った場合に有効なものとして取り扱うよう法律に明記する。

2 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

3 教育の充実・普及・啓発

国及び地方公共団体は、学校、家庭その他の様々な場を通じて移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号) (抄)

改正案

現行

(臓器の摘出)

(臓器の摘出)

第六条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合(当該意思の表示が十二歳に達した日後においてなされた場合に限る。)であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

第六条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。

2~6 (略)

2~6 (略)

(親族への優先提供の意思表示)

〔新設〕

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者(十二歳に達した日後において当該意思を表示した者又は表示しようとする者に限る。)は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

(臓器の摘出の制限)

第七条 医師は、第六条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

(移植医療に関する教育の充実、啓発等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、学校、家庭その他の様々な場を通じて移植医療に関する教育の充実を図るとともに、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供すること意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができるとする等移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則

(経過措置)

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、

(臓器の摘出の制限)

第七条 医師は、前条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。

〔新設〕

附則

(経過措置)

第四条 医師は、当分の間、第六条第一項に規定する場合のほか、

死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合（当該意思の表示が十二歳に達した日後においてなされた場合に限る。）及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合においては、第七条から第九条までの規定中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四条第一項の規定による」と読み替えて、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、同条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出することができる。

2 前項の規定により死体から眼球又は腎臓を摘出する場合においては、第七条中「前条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条中「第六条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第十条第一項中「同条の規定による」とあるのは「附則第四条第一項の規定による」と読み替えて、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。



健臓発第1101002号

平成17年11月2日

各臓器提供施設長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための検査の適正な実施等について

臓器移植の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定による脳死判定（以下「法的脳死判定」という。）の個々の検査の手法につきましては、「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生省厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定手順に関する研究班」平成11年度報告書。以下「マニュアル」という。）に準拠して行うこととしております。

先般、「第22回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」における第30例目の提供事例の検証過程において、CT等の画像診断が行われていない等、検査の方法が一部マニュアルに準拠していなかったことが判明しました。（別紙参照）

移植医療についての国民の理解を深めていくためには、法的脳死判定が適正に実施されることが不可欠であります。

つきましては、貴施設におかれては、マニュアルに準拠して法的脳死判定を実施されるよう、改めて万全を期されたくよろしく申し上げます。

また、脳死判定の記録等について、これまで脳死判定の記録等に記載すべき内容を盛り込んだ書式例を参考として示してきたところですが、法的脳死判定の適正な実施に資する観点から、今般、脳死判定の的确实施の証明書書式例及び脳死判定記録書式例に、CT等の画像診断等の前提条件に関する事項を追加することとし、別添の通り改めましたので御活用下さい。

第22回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議

概要（平成17年9月30日）

第30例目の提供事例に係る脳死判定について、

- ① 本事例については、経過中にCT等の頭部の画像診断が行われておらず、「法的脳死判定マニュアル」においては器質的脳障害の診断等のためにCT等が必須とされていることを踏まえれば、この手順が厳守されていなかったことは適切ではないが、臨床経過、症状から医学的に脳の二次性の器質的病変があることは間違いなく、法的に脳死と判定したことは妥当である。

しかしながら、法に基づく脳死判定の実施に際して満たすべき前提条件として、器質的脳障害の確認のためにCT等の頭部画像診断が行われていなかったことは適切でなく、「法的脳死判定マニュアル」に則って行うべきである。

- ② また、無呼吸テストに関して、本事例では、テスト開始後の最初の動脈血ガス分析を1回目は9分後、2回目は7分後に行っている。SpO₂、血圧ともに著変を認めず、不整脈等の出現も認めなかったものの、「法的脳死判定マニュアル」に定められたように、2～3分ごとの時間間隔で動脈血ガス分析を行うことが望ましかった。

脳死判定の的確実施の証明書書式例（省令第3条）

脳死判定の的確実施の証明書

脳死判定を受けた者

氏名 _____

住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

脳死判定の日時

(1回目の確認時) _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

(2回目の確認時) _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

判定医療機関

名称 _____ 所在地 _____

1回目判定医（*担当の判定医全員の氏名等を記載）

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____

(又は所属医療機関の所在地及び名称)

2回目判定医（*担当の判定医全員の氏名等を記載）

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____

(又は所属医療機関の所在地及び名称)

以下の全てに該当することを確認した上で脳死の判定を実施しました。

- ・ 脳の器質的な障害により深昏睡及び自発呼吸を消失した状態と認められる者
- ・ 器質的脳障害の原因となる疾患が確実に診断されている者（CT等の画像診断は必須）
- ・ 回復の可能性がないと認められる者

※

脳死の判定を受けた者は以下のいずれの者にも該当しません。

- ・ 6歳未満の者
- ・ 急性薬物中毒により深昏睡及び自発呼吸を消失した状態にあると認められる者
- ・ 直腸温、食道温等の深部温が摂氏32度以下の状態にある者
- ・ 代謝性障害又は内分泌性障害により深昏睡及び自発呼吸を消失した状態にあると認められる者
- ・ 自発運動、除脳硬直、除皮質硬直、けいれんが認められる者

脳死の判定に当たっては、以下の状態を確認し、少なくとも6時間を経過した後に再度、以下の状態を確認しました。

- ・ 深昏睡
- ・ 瞳孔が固定し、瞳孔径が左右とも4ミリメートル以上であること
- ・ 脳幹反射(対光反射、角膜反射、毛様脊髄反射、眼球頭反射、前庭反射、咽頭反射及び咳反射)の消失
- ・ 平坦脳波
- ・ 自発呼吸の消失

脳死の判定に当たっては、中枢神経抑制薬、筋弛緩薬その他の薬物が判定に影響していないこと及び収縮期血圧が90水銀柱ミリメートル以上あることを確認しました。

年 月 日

作成者(判定医)氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

(*担当の判定医全員の記名押印又は自筆署名)

脳死判定記録書式例（省令第5条第1項）

脳死判定記録書

脳死判定を受けた者

氏名 _____

住所 _____

性別 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

脳死判定の日時（*2回目の脳死判定終了時刻）

_____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

判定医療機関

名称 _____ 所在地 _____

判定医

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____
(又は所属医療機関の所在地及び名称)

氏名 _____ 氏名 _____

住所 _____ 住所 _____
(又は所属医療機関の所在地及び名称)

脳死判定を受けた者が生存中に臓器提供の意思と脳死判定に従う意思を書面により表示している

(表示している ・ 表示していない)

家族が脳死判定を拒否していない

(拒否している ・ 拒否していない ・ 家族がいない)

家族の氏名 _____

住所 _____

脳死判定を受けた者との続柄 _____

脳死判定への家族の立ち会いの有無 (有 ・ 無)

原疾患名 _____

前提条件

器質的脳障害による深昏睡、無呼吸 (該当する ・ 該当しない)
原疾患を確実に診断 (該当する ・ 該当しない)
CT等の画像診断 (有 ・ 無)
回復の可能性がない (該当する ・ 該当しない)

※

除外例

6歳未満 (該当する ・ 該当しない)
急性薬物中毒 (該当する ・ 該当しない)
直腸温、食道温等の深部温が摂氏32度以下の状態にある者 (該当する ・ 該当しない)
代謝性・内分泌性障害あり (該当する ・ 該当しない)

1 回目 の 確 認

2 回目 の 確 認

開始日時 年 月 日 午前・午後 時 分

終了日時 年 月 日 午前・午後 時 分

生命徴候の確認

体温 (開始時) (°C) (°C)
(終了時) (°C) (°C)
血圧 (判定前) 収縮期 mmHg 収縮期 mmHg
拡張期 mmHg 拡張期 mmHg
(判定後) 収縮期 mmHg 収縮期 mmHg
拡張期 mmHg 拡張期 mmHg
心拍数 (開始時) (回/分) (回/分)
(終了時) (回/分) (回/分)

昇圧薬の使用 (薬品名 _____)
(判定開始時) (有 ・ 無) (有 ・ 無)

中枢神経抑制薬、筋弛緩薬等の薬物の影響

(有 ・ 無) (有 ・ 無)

姿勢・運動の確認

自発運動 (有 ・ 無) (有 ・ 無)
除脳硬直 (有 ・ 無) (有 ・ 無)
除皮質硬直 (有 ・ 無) (有 ・ 無)
けいれん (有 ・ 無) (有 ・ 無)

必須項目

深昏睡	(JCS · GCS)	(JCS · GCS)
瞳孔径	(右 mm、左 mm)	(右 mm、左 mm)
瞳孔固定	(右：有・無、左：有・無)	(右：有・無、左：有・無)

脳幹反射

対光反射	(右：有・無、左：有・無)	(右：有・無、左：有・無)
角膜反射	(右：有・無、左：有・無)	(右：有・無、左：有・無)
毛様脊髄反射	(右：有・無、左：有・無)	(右：有・無、左：有・無)
眼球頭反射	(有 · 無)	(有 · 無)
前庭反射	(右：有・無、左：有・無)	(右：有・無、左：有無)
咽頭反射	(有 · 無)	(有 · 無)
咳反射	(有 · 無)	(有 · 無)

平坦脳波 (該当する · 該当しない) (該当する · 該当しない)

補助検査

聴性脳幹誘発反応 (有 · 無) (有 · 無)

自発呼吸

無呼吸テスト時のPaCO₂、血圧及び不整脈

PaCO₂

(テスト前)	mmHg	mmHg
(午前・午後 時 分)		(午前・午後 時 分)

(テスト後)	mmHg	mmHg
(午前・午後 時 分)		(午前・午後 時 分)

血圧 (収縮期/拡張期)

(テスト前)	mmHg	mmHg
(テスト後)	mmHg	mmHg

昇圧薬の使用 (薬品名 _____)

(有 · 無) (有 · 無)

重篤な不整脈 (有 · 無) (有 · 無)

その他判定を行った医師が必要と認めた事項

記録作成日 年 月 日

記録作成者（判定医）氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

- (注) ・脳死判定に当たって測定した脳波の記録（記録番号 _____）
・脳死判定を受けた者が生存中に臓器提供の意思及び判定に従う意思を表示した書面の写し
・家族が脳死判定を拒否していない旨を表示した書面
を添付のこと。

健臓発第1101003号
平成17年11月2日

(下記担当者) 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長

臓器の移植に関する法律の規定による脳死判定のための検査の適正な実施等について

臓器移植の推進につきましては、平素から御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定による脳死判定（以下「法的脳死判定」という。）の個々の検査の手法については、「『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針（ガイドライン）」において、「法的脳死判定マニュアル」（厚生省厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定手順に関する研究班平成11年度報告書）に準拠して行うこととしておりますが、先般、「第22回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」における第30例目の提供事例の検証過程において、CT等の画像診断が行われていない等、検査の方法が一部マニュアルに準拠していなかったことが判明しました。

このため、今般、別添のとおり、各臓器提供施設長あてに、法的脳死判定のための検査の適正な実施について改めて万全を期すよう通知するとともに、脳死判定等に関する書式例の一部改正について連絡したところですので、御了知願います。

(送付先)

各施設の長（臓器提供施設を除く4類型病院）
都道府県、指定都市、中核市 衛生主管部（局）長
社団法人日本脳神経外科学会理事長
有限責任中間法人日本救急医学会代表理事
日本移植学会理事長
社団法人日本医師会会長
社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長
文部科学省高等教育局医学教育課長
医政局国立病院課長、国立病院機構管理室長